

12月11日本会議議案質疑

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第68号専決処分の承認、鞍手町独り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありますか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 提案説明では児童扶養手当の受給要件である所得限度額の引き上げということになってはいますが、新旧対照表をみますと1月から7月が1月から9月になつていうようなところもありますが、具体的に回答対象者がどのくらいおられるのかとか具体的にどういうふうに変わってきたのかという中身を教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。今回の改正は令和6年11月1日より児童扶養手当法施行令が改正により、児童扶養手当の受給要件である所得限度額の引き上げ及び第3子以降の加算額の引上げが主な改正内容となっております。条例の改正内容につきましては、特に児童扶養手当法施行令の改正に合わせて、鞍手町の独り親家庭等受給要件である所得制限を引き上げるための改正となっております。具体的に説明をさせていただきますと、まずお子様お1人の場合につきましては、所得制限は収入ベースで改正前が365万円であったものから、改正後は385万円となり20万円の引上げという形となっております。なお今回この改正に伴いまして、新たに公費医療の対象となった方につきましては3世帯の方で7名というふうになっております。改正点は以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第69号鞍手町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 改めて長期継続契約を締結することができる契約を定める条例ということですが、これまで不具合があったのか、今回この条例を制定することによって具体的にどんなものがあるのか。教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。今回新たに制定する本条例におきましては、今までは複数年契約とかいうことをするときには債務負担行為をしておりました。それをせずに、これは地方自治法の第234条のほうで、もともと長期継続契約を締結することができるというふうに定めがございました。併せて平成16年にさらなる事務の効率化を図るため、同条にその他政令で定める契約が追加され、地方自治法施行令167条の17におきまして、翌年度以降にわたり物品を借入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものうち条例で定めるものが加えられております。そうしたことから本町におきましても、今までは債務負担行為において予算を確約した中で、複数年契約をしておりましたけれども、新しく条例を定めることによりまして、例えば今までOA機器とか、AED、LEDなどの機械器具。それからプリンターとか、複写機、印刷機等をこの契約をすることによりまして複数年の契約をしていこうという形で考えております。宇田川議員おっしゃいますように、大きな債務負担行為で支障があったのかというところでございますが、特段大きな何て言いますか契約がないことによっても、いうことはなかったんですけども、県内の自治体でも60市町村ある中でこの契約を定めてない市町が4町しかないというところもございしますので、新しく今回この条例を上程させていただいているところでございます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) そしたら今後、債務負担行為をしなくても契約を結んでいける複数年の契約を結んでいけるということですが、これによって新たにまた契約をし直す必要があるんでしょうか今まで結んでいたところと。それは全て洗い出してやるということでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今までの債務負担行為を上げまして、契約については単年度契約とかいう形で4月1日付けで、その年度の3月31日までの契約書を交わすという事務は行っておりました。これからは長期継続契約ということで、条例の下に規則を定める予定にはしておりますけれども、その中で、最初から契約の期間を3年だとか5年とかいう形での契約期間がこの条例を制定させていただくことによりまして、複数年契約が結べるという形になるメリットがございします。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第69号は総務文教委員会に付託した

いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第70号鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 提案説明におきまして、総務課で所管する秘書に関する業務をまちづくり課に移管して、秘書広報係を新設し情報発信を強化していくと説明があります。秘書業務につきましても、町長・副町長のスケジュール調整が主な業務と認識しております。町長・副町長のスケジュール調整が町の発信業務にどのように関わるのか町長にお伺いします。よろしくお願ひします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一昨日の一般質問の中でもありましたが、町長は何をしているかよく分からないと。どこに行っているかも分からないというようなことで質問を頂きました。私自身も住民の方から本当に何をしているのか、どこに行っているのか分からないというようなこともよく聞かれています。そういった意味で、上京しているとかまたは出張しているとか、または打合せをしているとか、打合せまでは情報発信する必要があるかどうか分かりませんが、そういった意味で、市については西日本新聞さんには大体その行動の記録が載っておりますけれども、町については全く何をしているか分からないというようなことをよく聞かれ、先ほども言いましたように、聞かれますのでホームページの中でそういうものを載せ、そしてまた情報発信については、ホームページまたは広報誌等で情報発信をしておりますけれども、広報誌についても全戸配布ができないということもあります。そういった意味で、より鞍手町のイベントだったり、私だけじゃなくいろいろな形の情報、例えば明日には小学校の作文みたいな表彰式あったりだとか、いろいろなそういうことが情報として住民の方たちに知ってほしい情報というのはたくさんあります。しかしながらそれを発信するのが1か月後、または広報の締切りによっては2か月後になってしまうというようなことで適時情報が発信できない場合が多くありました今までも。そういったことも含めてやはり適時に住民の方たちに特にそういった表彰だとか知ってほしいことを素早く情報発信する必要があるだろうというふうな思いもありますと同時にまた今SNSで大きくやはり住民というか、一般の方たちは情報知る場合があります。そういったことも含めて、やはり鞍手町の情報発信が非常に弱いというようなこともよく耳にしておりますので、今回、秘書と広報を合わせた秘書広報係をまちづくり課の中で設置したいということで議案を提案させていただいております。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 秘書業務だけの移管では意味がないように思います。係をつくる以

上、それ相応の業務を担当する係として持つべきではないかと思いますがいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながらそれは分かっておりますし、今の秘書業務っていうのは私のスケジュール、副町長のスケジュール管理だけじゃなくて、いろんな情報がそこに集まってきます。そういったことで広報係で情報発信するというのが一体となって、素早く町の情報を発信できるようにしたいということで、今考えているような秘書または広報だけじゃなくて、これから先の秘書広報係というのは、もっともっと業務が多彩な業務が必要になってくるというふうに考えております。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 平成21年当時、広報・秘書は総務課で担当しておった時期があります。今回、町長の秘書業務だけを移管するのであれば、業務を総務課ですべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、町の話題、先ほども言いました話題だとか、そういったのはまちづくり課の中で情報が集まってくることも多くあります。それと同時に総務課っていうのは他に属さないところは全て総務課ということになります。通常の業務自体、今言うような、町長・副町長のスケジュール管理だけというようなことでもありませんし、他の市町村を見てもそういった秘書政策課であったり総合課のところにあたりというようなこともあります。全てそういったものを含めて、まちづくり課の中で市長と広報係を一つにした秘書広報係によって、より町の情報発信、私だとか、副町長だとかそういったことだけじゃなくて、町の情報の全てをこのまちづくり課の秘書広報係から発信をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番(栗田美和議員) 篠原議員の今質問なり疑問点と関連するわけですけども、広報をこれから先強化していかないかんことを町長言われておりますけども、そうであるならばこの課自体をねここのまちづくり課をね、まちづくり広報課とかいうような形でねピシャッと明確にしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。係長クラスのとこで、そこでその秘書係っていうことをつくるのであれば、もっと上の段階でねそこをピシャッとしたほうが町民にも分かりやすいと思う。それともう1点は、今度新しく新庁舎があった場合、今までの私も現場を見てきたわけですけども、あそこの今まで町長がおられるところを総務の上のほうに持っていかれるということです。まちづくりとか持っていかれるということですけども、今おられる秘書の方1人ですよね。その方の1人だけで仕事ができるのかね。そこに当然ながら座席なんかピシャッと確保してあるのか。そこはどうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 課の名前については、やはりまちづくり課ということで今考えておりますし、その中に、まちづくり戦略係、そして安全安心係と同時に秘書広報係の3係を置くということで考

えております。場所についても庁舎の中に、この議案をご承認頂ければそれなりの場所を確保したいというふう考えております。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番。一般質問の折の話を参考に町長の答弁の中にありましたので、そういった意味で言ったんじゃないんですけども、町長が在庁しているか出張しているか、おるかおらんか、その程度が分かればいいという意味で申し上げたのであって、あとその活動内容は定例会ごとに議会に説明、もしくは報告すべきことを報告していただいて、情報の共有といった意味で申し上げましたので、あまり広い意味で受け止めていただきたくはないというふうに考えております。

さて議案70号ですけども、まず提案理由でありました。秘書の移管ということでございますが、もうまず基本的なこと。もう一度伺います。今の秘書の方はどのような業務をされているんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながら先ほど篠原議員が言われたように、私のまた副町長のスケジュール管理もしておりますし、スケジュール管理だけじゃなく来庁者、私に対する来庁者の管理も含めて、また今の役場では突然いろいろな方がお見えになることもあります。そういったことも秘書の方がいろいろと采配をしてくださっているということです。と同時にほかの情報についても秘書のところが集まってくることもありますので、そういったことも含めて管理をいただいています。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 突然の来庁者云々と言ったところでね、それは町長のスケジュール管理の守備範囲に入っているんじゃないかというふうに思います。過去にSE時代に多くの企業でシステム化をしてきました。その折に秘書の方っていうのは、スケジュール管理はもちろんですけど対外的な文書作成であったり、ここでいう町長の活動範囲における全ての挨拶情報の下書きを試みたりといったような多くの業務を扱っておられました。各課が行っているような内容のもの、それらを把握されて行っていたといったようなことで、私は秘書というものがそういう存在であろうというふうに理解しています。ただね今の話によると、スケジュール管理等それから各種いろいろな情報とおっしゃっています。それと広報係が一つになったところで、情報発信能力が向上するっていうふうにはなかなか理解できないんですが、もう少し具体的に分かりやすく説明してもらいます。今回これに至った根拠が全く見えない。それをもう一度、明確にお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 もう一つ付け忘れておりました。私の挨拶文等の下書きは各課でしていただいておりますが、それを私が修正したり、それをもう一度秘書の方に見直していただいたりっていうことも文書の見直しとかもしていただいております。と同時に今例えばホームページについては、まちづくり課の戦略係の中の1人が職員として今やっております。しかしながら、広報誌の作成にか

なりの時間を費やしておりました、なかなか今のホームページについての更新についても遅れるということもありますし、まだまだこれからホームページを今見直しておりました、充実させるということもしておりますので、それについての業務も多忙になってきます。と同時に町をこれから先もどんどん紹介していくためにも、動画の作成だとかSNSの発信、SNSも例えばインスタにしてもT i k T o kにしてもT i k T o kするかどうかまだはつきり決めておりませんが、またはXにしても、そういったものもこれから公式のSNSを発信していこうというふうに考えております。さらには、町にそれを発信するにも町にもう出かけて行って、動画の作成だというようなことも考えております。いずれにしても今の鞍手町の情報発信については重立ったところというのは、ホームページと広報誌しかないというふうに考えておりますので、今もう少し多様な方法によって情報発信をしていく必要があるだろうというふうに思います。他の市町村と比較するわけではありませんけれども、他の市町村とも考えてみますと、今この情報の時代の中で情報発信が弱いということ自体、鞍手町の存在を他の鞍手町外の方にやっぱり知らしめるということがすごく少なくなってくるということと同時に町内の方にも情報発信がすごく弱いために、鞍手町のことを余りよく知らない方も多くなっているというふうに思います。そういったことも含めて、情報発信は必要だというふうに考えております。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 何かまるで地域おこし協力隊の説明を受けたかのような感じですけど、要するにそれがうまくいってないから今回急遽この係を作ったというふうな受け止めでいいんですか。町長ね。もう根本この議案の中身でいきますよ。まちづくり課に設置するんでしょ、新設するんでしょ係を。そうするとね、先日、議会で行った特別委員会、現場で3階の執務室のレイアウトを聞きました。町長室、町長・副町長がおる囲まれたところがあって、セキュリティで。その横が総務課ですよ。横その左、右はカウンターに向かって右端があなた方がおって、左端がまちづくり課ですよ。そこにつくるんですか。何で横につくらないんですか。横におるべきでしょう。それだったら。秘書もおるんだから。だから総務に持たせるべきじゃないんです。僕はそう思うね。じゃないとこれ命令系統がおかしくなる。何で総務課を飛び越えたところにその人たちがおるんです。情報の発信の有無云々、スピード化、迅速化、それを図るのであれば、あなたの横に置いとくべきでしょうが。秘書と一緒にそうしない理由が分からん。要するに地域おこし協力隊がうまくいかなかったからって先ほど言いましたけども皮肉のように。そうじゃなくて、まちづくり課に置くってこと自身がこれ矛盾しているんじゃないですか。私のこの意見を聞いて、急遽3階のレイアウトを変えるなんて、そんな珍事なことはやらないで頂きたい。お答えありましたらどうぞ。ごめん一般質問みたいになったね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 いや全くレイアウトを変えるっていうことは考えておりません。場所については、当然、秘書と広報係ということになりますので、入り口のところに秘書と広報係が係として張りつくようになります。それで離れたからって言って命令系統がおかしいおかしくなるとか、そう

いうことはまず無いというふうにも考えておりますっていうのが現時点で、今、考えてみると地域包括支援センターはこの中には、総合福祉センターの中にあります。あの係と、今、福祉人権課とうまくいってないかっていうとそういうわけではないですよ。係は向こうが離れていますけども、別にそれが滞っているわけでもありませんし、場所が離れているから指揮命令系統がおかしくなるというようなことは私はないというふうに考えております。いずれにしても地域おこし協力隊等の関係はありませんし、むしろ言うとすれば地域おこし協力隊で情報発信をしたいということにつきましては、議会の皆さんからはそれは役場の職員ですべきじゃないかというようなこともご指摘があって、当時は予算については削減されたということもあります。そういったことから、今回は役場の職員で特に秘書広報係という一つの係をつくってより多くの情報発信を町民の皆さんそして町外の方たちに情報発信をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 単純に聞きますけど秘書。今いる秘書人は広報係に移ってどっちに重きを置くんですか。秘書さん自体はどっちに重きを半々でできる仕事ですか。例えば町長、来客があったらその対応もしないといけないし、スケジュール管理ももちろんしないといけないし、常にほぼそこにおっておかないと難しいんじゃないかなと思うんですけども、それと広報とちょっと一緒にならないんじゃないかなと思うんですけど。広報を強化するというのは分かりますよ。だったら広報係の、例えば人を増やすだとか何かもっとほかの方法を考えるとかいうことをすればいいのに何でそこで秘書なのか。ちょっとよく分からないんですけども、その点についてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 主たる業務は秘書の事は秘書がします。そして広報の係は広報をします。主たる業務は恐らくそうなるというふうに私自身は考えておりますが、そこに係長が1人つくことによって係長は秘書と広報を両方を見るような形になりますし、その3人が力を合わせて、それぞれ補っていくということで、係長が1人つくので秘書広報係の係長が1人つきますので、その3人書か係長と係2人っていうような恐らく、これは来年3月の定期的異動のところに最終的にはどのような配置にするかということは考えていきますけども、そういうことでより補うこともできるというふうに思います。これは他の係でも同じようなことにもなります。主たる業務と、それを補うような形ということで2人がより多くの仕事をしていくことになればいいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 先ほども少し出ましたけれども、やっぱり秘書は町長・副町長のスケジュール管理だとか1番鞍手町の中核にいるところですよ。町長にもし何かあったら、副町長にもし何かあったら、今度、総務課長がね肩代わりとか指揮命令系統でやっていかなきゃ、そこに秘書がねまちづくり課におるっていうこと自体がね。ちょっとどうなのかな。秘書自体はやっぱり総務課に置くべきだと思いますよ。広報をどうするかっていうのは、例えば広報は広報でまちづ

くり課でもうちょっと充実させて、秘書からいろんな情報をまちづくり課の広報係を受けるとか、そういうふうになればいいんじゃないでしょうか。わざわざ課をまたぐというか移す必要はないんじゃないかなというふうに思うんですけど、

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 いや。課をまたぐというか秘書業務、課をまたぐっていうのもちょっと考え方が分かりませんが、要するに秘書は先ほども言いましたように、秘書業務はもちろんそれが主たる業務になります。広報の担当は広報が主たる業務になると同時に、そこに係長が1人つくということは今のところは私自身は想定をしておりますけども、それで3人の中で主たる業務と同時に、例えば今までほぼほぼ広報は1人ですることが多くて相談ということも係長にしたりだとか、他の職員に相談することもあったでしょうけど、はっきりとそこで秘書広報係ということによって相談もスムーズにできるでしょうし、3人が色々な知恵を出し合うこともできるでしょうし、そういったものを独立してつくることのほうがより情報発信なりにより多くの情報を住民の皆さんに、または町外の皆さんに知ってもらうこと、それが鞍手町を知ってもらう。そして、今の情報が過多の時代の中で埋没しないようにしていくってということだと思います。特に、移住定住のことを考えていけば、鞍手町を知ってもらうという意味からお話をしています。

○4番(宇田川亮議員) ちょっと聞いてない。

○岡崎邦博町長 じゃ、答弁これで終わります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) いやいや広報が大事っていうのは私理解していますよ。だからさっき言ったじゃないですか。方法を充実すればいいじゃないかっていう話をしました。またぐというのはこれも言い間違いで最後に訂正しましたよ。私が言いたいのは中枢であるところの秘書はやっぱり総務課の所属しておくべきじゃないだろうかって言っているわけ。その中で広報を充実させるために1人増やすなり、そこから秘書は秘書で総務課に置いたなりね。それから情報発信で何かこうお手伝いするような町長が命令すればいいわけじゃないですか。それで済むんじゃないだろうかっていうふうに思うわけ。情報発信については大事っていうのは分かっています。何度も言われてね。その中枢部分で秘書はやっぱり総務課に置いとくべきだろうというふうに思うわけですけども、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど他の市町村の話も少ししましたけども、要するに秘書と政策が一緒になっているところもあります。秘書と総合政策っていうような形でやっているところもあります。それは総務と切り離しているところもあったりするんですよ。だからこれから先、何を要するに重要視してまちづくりをしていくかっていうことが、私としては重要なところというふうにも考えています。総務課は当然ながら人事管理だとか、または議会対応だとか、そういった重要なところを担っていくっていうのは当然ながらあると思いますけども、それと同時に今後まちづくりに対する政策、その他も含めてまちづくり課というのが今あるわけで、総務課とまちづくり課は、今回、新し

い庁舎の中では3階というところに置くようになっております。本来ならば、これが一体となるということも一つは考えの中にあるんですが、そうなりますとあまりにやはり課題中になるというようなこともありますし、そこは当然、総務課は、今後も人事管理、庶務、そしてまた庶務の中の議会、あとは法制だとか電算も総務課のほうにあります。そういったこととあとはまちづくりの中に、今もう何度も言いますように戦略と安全安心と、今度は秘書広報係ということで、まちづくりに対するかということの位置づけになるということで、それは当然ながら秘書がそこにあっても私はおかしくないというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) すいません。1点質問ですが秘書の方が動画の編集もするんでしょうか。それとも動画の編集をされる方が秘書もするんでしょうか。それとも別々でしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、基本的な主たる業務っていうのはどこの係でも一緒ですけど、それぞれ割当てがあるわけです。だからそれぞれは主たる業務として担当はあります。担当が担当ありますが、その担当だけがそれだけをすればいいというようなことじゃなくて、当然ながらそこは相談もあるでしょうし、編集の中でここはこういうふうにしたらどうやろうかというようなことで2人で知恵を出すということもできるでしょうし、それはほかのところの係でもあっていることです。ですから、もうここで担当が決まればそれ以外のことは一切しないというようなことではありません。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第71号鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第71号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第72号鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 納税通知証を納期限前10日までについてということです。そのために今からいろいろ国保なり同じような改正になっていますけれども、具体的にどういうふうに今どうなっていて、今後はこうなりますよっていうのを教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。納税通知書は遅くとも納期限の10日前までに納税者に対し交付しなければならないということになっております。その中で令和3年10月より郵便局の郵便物のサービスが一部変更となり、土曜日配達の休止、翌日配送の廃止、配達日数の繰下げが行われ、納期限10日前までに納税者に交付することが難しい状況と今なっております。その中で特に固定資産税につきましては納税義務者が格段に多く、納付書のほかにも課税明細と同封するというような形で作業も多岐にわたっております。そのために納税通知書を納期限10日前までに確実に納税者のほうに交付するためには納期の変更と納期限の変更をあわせて行うということで、今回改正を行うところでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第73号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第73号は民生

産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第74号鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第74号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第75号鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星正彦議員) 議案75号について質疑をさせていただきたいと思います。今回、奨励金の交付対象者は従来のように定住を目的に新築もしくは購入または住宅の所有権を有するものという従来ありました。今回新たにそこに相続も入っているというふうに理解していますが、そこでこの事業について、直近5年間の交付対象者件数、分かれば定住の申請件数、移住の申請件数がどうなっているか。お聞かせ頂きたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。直近5年間についてご回答いたしたいと思います。まず、令和5年度、これは平成24年1月2日から平成31年1月1日に課税された人が対象になりまして、290世帯1,076人が定住というふうな形になります。うち新規世帯数が52世帯187名、また町内移動の定住世帯が20世帯で77人、続きまして令和2年度が平成24年1月2日から令和2年1月1日課税の対象の方で341世帯1,286人、うち新規世帯数、転入者数37世帯131人。町内移動が14世帯の58人、それから令和3年度になります。こちらにつきましては382世帯1,427人、うち新規世帯数、転入者数になります。38世帯の138人、町内移動者が18世帯の78人、令和4年度が24年1月2日から令和4年1月1日で429世帯1,583人。うち新規世帯数が49世帯、移住世帯が25世帯の84人、町内移動定住世帯が24世帯で68人、1番直近で令和5年度が、平成25年1月2日から令和5年1月1日の課

税対象者で4 2 1世帯、人数にして1, 5 4 3人、うち新規世帯数が4 4世帯、移住世帯数が3 3世帯の9 4人、町内移動の定住世帯が1 1世帯の3 9人となっております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星正彦議員) これは議案の説明される時に一定の成果が上がっているという町長説明されました。私もそのように思います。ただし本年3月議会で質疑をさせていただきましたが、移住定住を本町に求められる人たちの調査をすべきじゃないかということをお願いしました。これは当時の課長が違かったと思いますが、なぜそのことをお尋ねし質疑したかということ町外から本町に移住を求めてこられる方たち、やっぱり本町の魅力がどこにあるのか。少なくとも、長い間鞍手町に住んでいますと当たり前前で私たちは感じられないところ、しかし町外の人たちから見れば、鞍手町にはこういう良いところがある。例えばですよ。今回、庁舎が建ちました。病院がある庁舎が近くにある。買物をするのも便利だ。鞍手駅がある。鞍手インターがある。そして、令和10年には小学校統合される。非常に大きな魅力が私にはそこにあるというふうに思うんですね。だから本町に移住を求められて家を建てられた方たちがどういう思いで、鞍手町に家を建てようと思ったのかということは、これは聞き取り調査も含めて実態をやっば把握していく必要があるのではないかと思います。そのことを通して定住促進奨励金交付事業がもっと効果を持つこう思うんですね。情報発信がもっともっと積極的にやらなければならないというふうに感じています。もちろんそういう意味で3月議会で質問させていただきましたけど、それ以降、この聞き取り調査をされたのかどうか。さらにこれはもう意見になりますので、これ議案質疑になじまないと思いますけども、具体的なことについてはこれは総務文教委員会の付託案件になろうと思いますんで、総務文教委員会の中で議論を深めさせていただきたいと思いますが、まず本町に移住をしようということて来られた人たちのやっば聞き取り調査というのをやってきたのかどうか、そして今後やるっていう思いがあるのかどうか。そのことについてお考えを聞きたいというふうに思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。定住奨励金を活用して本町に移住されてきた方々のアンケート調査については、これまで行っていないというのが現状なんですけれども、本年度は第6次総合計画の策定期間となっております、住民アンケート調査というのをしております。その中で、転入されてきた方、それから転出された方、鞍手町から転出された方々には、そういうふうな部分のアンケート調査を行いました。特に定住されてこられた方については、なぜ鞍手町に定住したのかということをお聞きしましたら、やはりこういうふうな定住奨励金の制度があったので鞍手町に移住したっていうふうなお答えも頂いておりますので、よりここを先ほど言われましたように、情報発信を含めたところで鞍手町がより良い町だということを含めて、今後も発信をしていきたいなというふうには考えております。それから今後について定住奨励金のアンケートの部分は、今後ちょっと町長・副町長とも調整をした上で今後どうしていくかということ整理をさせていただければなと思っております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) この改正条例(5)。相続贈与等の購入によらない手段で住宅「現に居住する者がいない住宅に限る」と、こうあります。この括弧内の表現だけど要するに空き家ってことですか。そこの一文をちょっと説明してもらえます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今議員がおっしゃいますように空き家というふうな形になります。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) この条例、非常にそのパターンが多くて該当するしないっていうパターンが非常に多いと思うんですよ。少し細かなことを聞きたいと思っています。ただ、今ここで聞くと回数制限等で引っかかりますので、総務文教委員会の中でねちょっといろいろお聞きしたいと思いますので、そういった意味で資料等をご準備頂きたいと思います。配布してくれって言っているんじゃないくて、ケースバイケースで該当してみたりしなかったりといったようなことが非常に多いというふうに聞いておりますので、その辺を少し掘り下げていきたいと思っていますので、答弁ができる範囲内で結構ですので、資料等を準備されて委員会臨んで頂きたいというふうに思いますがいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 委員会審査の際には、まちづくり課のほうから資料を提出させるようにします。詳しく説明するようなものをもって委員会審査に当たるようにし話をします。と同時に、先ほど星議員のほうからも質問がありましたが、先ほども課長が答弁したように、今回、総合計画をつくる際に移住してきた方についてのアンケート調査をしておりますので、その項目も詳しくあります。そういったことも含めて委員会審査の中で報告をさせるようにしたいと思います。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 町長がせっかく資料等をつくって委員に配付っていうお心遣いは非常にありがたいんですが、これ、金曜日がもう委員会ですので、この間にケースバイケースなんて資料つくれるっていうようなボリュームじゃないと思うんで、口頭でのご答弁でそれのための資料等の持参していただければ十分かなというふうに考えますので、町長のお言葉は非常にありがたいんですが、そのようにご配慮頂きたいと思います。それから質疑者私ですので、私のときに他者の質疑の答弁というのは、やはり他の議員の方が質疑されているときに挙手をされてご答弁を頂きたいというふうに思います。3月以降生放送いろいろございますのでそういったことのルールといったものはお互いにしっかりと守っていきたいというふうに考えますので、よろしくご配慮のほどお願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように注意をいたします。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 議案の中身についてはね定住促進の奨励ということで、期間を延長することについてはね、私は異論はありませんけれども、ただ提案の説明で1民間組織が出した消滅可能性都市とかそういうのも入れていただきたくない。これを指標にして、だからこれが改善されているから、この事業よかったんだとかね、そんな提案説明やめていただきたいと思います。消滅可能性って鞍手町が消滅するんですか。合併でもしない限りはしませんよ。ですから人口を増やすため、また定住を促進するために、この事業が今こういう指標、数字で改善していますよとかいう説明ならいいです。先ほど3番議員が聞かれたような説明だとか、だから提案説明のときに言われたようなことについてはねやめていただきたいと思います。これについて答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 提案説明については、きちんと精査をし、宇田川議員が言われたことには十分な注意を払い提案説明を今後していきたいと思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第76号鞍手町用品調達基金条例を廃止する条例を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) これが廃止になるんだそうですけれども、この鞍手町の用品調達基金には残額はなかったんですか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 会計課長。

○小長光弘平会計課長 残高についてのご質問だと思いますのでお答えさせていただきます。基金残高は100万円でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第77号令和6年度鞍手町一般会計補正予算第4号を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、14ページから23ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 15ページ中段です。総務管理費の中の公用車管理費。ちょっと金額少ないんですが修繕料とあります。これは何でしょう。事故とかじゃなければいいなと思っているんだけど、その辺をお答えください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。公用車管理費の修繕料につきましては車検代のほか、修理の緊急対応分として10万円を予算として計上させていただいております。今回、町のマイクロバスが福祉車両を兼ねておりますけども、車椅子の乗降用のパワーリフトが故障いたしまして、修理に9万円ほど要すことになりましたので緊急対応分を年度末まで確保するというので、補正をさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 申し訳ない。17ページ。防犯灯の関係です。まちづくり課のほうかな。光熱水費として計上されておりますが、これ防犯灯の管理費ということで、防犯灯ですから県道が延伸したところの先の新設防犯灯の電気代等を指しているのか、それともまた違うものを指しているのか。電気代の高騰等もあると思いますので、これはどういったものが含まれているのか教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回の補正につきましては燃料費等の調整単価の上昇及び先ほど議員のほうがおっしゃいました県道直方～鞍手線の防犯灯の設置に伴い予算不足が見込まれるため補正をするものです。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) ページ数21ページです。児童福祉総務費の中の正規従業員の人件費ですが、かなりちょっと額が大きいですが負担が多いのではと思うんですが、この説明お願いいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回、補正予算の中で総務課人事庶務係のほうで正規職員の人件費については各款項目ごとに1年間の人件費として時間外勤務手当の費用を一括で予算計上させていただいておりますが、その分が3月までちょっと不足が見込まれるということで、今回補正予算を要求さ

せていただいているところでございます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) であれば、今いらっしゃるその職員の方々がほかの課よりも残業が多いとか、そういうふうなことではないという捉え方でよろしいのでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今議員がおっしゃる通りではございます。ほかの課の当然超勤しているところもございまして、今回この児童福祉総務費の中で超勤の時間数は当初見込みより増えたということでございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 15ページの財産管理費樹木伐採等委託料ですが、これは積算の根拠を教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。樹木伐採委託料の補正につきまして、今回もともと9月補正のほうで3件の樹木伐採委託料補正をさせていただいております。その中の1件で施工の方法がちょっと増加したというか、現地で伐採をするにあたり工数が増えた部分等がございまして予算が膨らんだ部分がございます。その部分で緊急対応分を少し使用する形となりましたので、今後緊急対応分を確保するために補正をさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。4款衛生費から7款商工費について、22ページから27ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 26ページの最初は1番上ですけど、農業振興費として新規就農者育成総合対策事業補助金というのが上がっております。具体的な内容をお知らせください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。まず当初予算につきましては、令和4年度に就農いたしました個人1名、夫婦1組で、令和6年度就農いたしました法人1社の経営開始資金、それと経営発達支援の2つの補助メニューの合計額を計上しておりました。しかし法人におきまして、前年度の収入が交付基準を超えていたことから、一次募集の開始資金のメニューが不採択というふうになりまして、2次募集におきましてその法人が機械導入の支援の補助メニューを申請をしたところ内飽が出たことから、必要額となる375万3,000円の増額の補正を行っているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。8款土木費から12款公債費について、26ページから33ページまで質疑ありませんか。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 29ページと31ページにあるんですけども、小学校と中学校の校内情報通信ネットワークのなんか電波干渉状況などの分析と調査ということで、180何万と中学校でも30何万ありますけれども、調査はいいとして例えばそれ調査結果で何かあった場合に、そのネットワーク環境をもっと整えるため充実させるために増加するとかいうための調査なんですか。今既に不具合があるからこういう調査をやるのかどうなのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。この調査に関しましては現状のネットワークを調査・分析を行って、ネットワーク環境の現状を把握するために行うものであります。課題があった場合は問題点や改善策を提示することにより、最適なネットワークの実現を目指すものです。この調査については、今後、全国学力学習状況調査や県の学習調査のほうをパソコンやタブレットを使った試験を行うということで、令和7年度より一部実施、令和8年度以降は完全実施ということで行うようになっておりますので、そのときのためのネットワーク環境の事前の調査ということで行うような形になります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) これは全部単費でしょうか。それとも国庫支出金というのがありますけれども。なのか。補助金等があるのか。どうなのかって教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 この分に関しましては、補助金で3分の1補助されるようになっております。この分が令和5年度の補正予算ということで、次年度以降があることが不明ということで、またこのGIGAスクール構想で今後行っていく補助金の中に、この調査を行っていくことってということが、補助金の補助要件という形で上がってくるということになりますので、この調査のほうを、今回、補助つきで行っていくという形で考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 委託先はどこでしょうか。分かりましたら教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 今後、この分に関しまして入札等を行いながらで業者さんのほうを決めていくような形になると思います。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番。31ページ。文化財保護費の樹木伐採等委託料が上がって

ますが、これはどこを指しているのか。具体的にそのあるのか、それとも今後発生するための予算計上なのか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。樹木伐採費につきましては、八尋にある十六神社のクスノキ、こちらのほうを定期的に樹木医に診断をしていただいております。その診断をしていただいた結果、木の先端部分等が一部枯れてきて道路に覆う部分というのが出てきておりますので、歩行者の方や車等の危険が想定されるため、早急な伐採をとということで診断が出ておりますので今回その分を計上しております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) その分は分かりました。給食費の関係ですが、33ページ。500万ほど物価等の高騰云々を理由に提案理由の説明にありました。恐らく通常考えるに、それ相応だろうとは思いますが、今仕入れている先だけのことで検討されたのか、ほかに安定供給していただけるような先が調査してそれでなおかつ今回の補正に至ったのか。そういった調査をせずに今回の補正に至ったのか、その辺はいかがですか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。今回の補正の分は一応栄養士さんのほうが3月まで、大体メニューのほうも考え、新しいところではなく、今現在使っている福岡県の学校給食共同調理場、ここは県のほうの学校給食のほうの単価をもとにしております。そちらのほうが1番安価で安定して入っていることを想定してこの分の金額っていうのを出しております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 福岡県のほうの何かそういった資材調達をしてくれるようなところがあって、そこが最も安価に入って安定供給をしていただけるといったこれ実績があるというふうなことで、その数字を基に補正したと。よそとは比較してないという理解でいいですか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 単価自体が4月の当初でその分は決まってしまうので、いろんな変動等も考えた上で、そのほうが1番安価で1番安定しているということで、算定のほうもしやすいということで、そこを基準に考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 補助金というのはあくまでも補助ですけどもね。無償が何か月かでもできたらいいなという思いがありますが、何か最近ですね、重点支援地方交付金というのが交付されるということも耳にしましたので、そういうお考えはないか1か月でも無償化する。

○的野信之議長 それは質疑ではなく、一般質問等で質問されるべきですので

○12番(西藤典子議員) 分かりました。すいません。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。8ページから13ページについて質疑はありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 10ページ日出のところに寄附金というのがありますねふるさと寄附金というのがあります。11ページに企業版ふるさと寄附金というのがありまして、9万9,000円と上がっております。どこどういう企業からのものか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。この企業版ふるさと納税につきましては東京にあります転職サイトを運営している会社。タレントスクエア株式会社より町の地域再生計画に載っておりますメニューといたしまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえる事業というのがございます。それに対しまして10万円の寄附があったことから補正を行っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第78号令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) すいません。ちょっと分からないので聞きます。9ページの第三者行為の一般被保険者第三者行為納付金の400万円の内容を教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。第三者行為でございますので実際は保険給付が受けられないものが本人様が納付された分と、あとは大きなものにつきましては損害保険会社のほうからその分が保険給付を行ったものがうちのほうに戻っていけるというものでございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第78号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第79号令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第80号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和6年度固定資産税の課税免除を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第80号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第81号地方独立行政法人くらて病院第4期中期目標を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番。付託先が総務文教委員会から民生産業委員会に変わりましたので委員会でいろいろお伺いしようと思っていたんですけども、お聞きする機会がここしかなくなりましたのであえてお伺いしますが、まずこの中期目標の最重点項目というのかな。それはどのようなものを指されているのか。お示し頂きたいと思います。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。この第4期の中期目標につきましては平成25年に当時の町立病院が独法化しまして、地方独立行政法人くらて病院となりました。その中で第1期、第2期、第3期今は途中でございますが、4年スパンで中期目標を設定しております。今回、第4期中期目標を設定するに当たりましてくらて病院評価委員会等の意見も交えながら、会議の中でこの中期目標を策定させていただいたわけですが、やはり重点項目となりますと鞍手町民をはじめ地域住民の健康の維持・改善が図られるよう、将来にわたり安心できる良質な医療の提供、それからもう1つは赤字経営が続いておりますので、経営基盤の強化として収入の確保と支出の節減が重点項目というような形で今回目標を策定させていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 何だったっけ。分かんなくなっちゃった。まずこの中期目標の中に利用者の立場で考えた場合、満足度云々ということが表現されています。この満足度っていうのはまずそれぞれ受け止め患者によって千差万別あると思うんだけど、今度は評価もしなきゃいけないと思うんでその辺の基準とかいうのはどのように考えていらっしゃるのか。そこをまず教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 この利用者満足度ところでございますが、これはもう第3期の中期目標の中にもございました。この部分につきましては、くらて病院のほうが来院者、患者も含めてですけども自由にアンケートを記入してくださいというようなアンケート調査を常時行っておられます。その中で、やはりいろんなご意見を頂いた中で、それをくらて病院として1つずつ解決していくというようなところを評価委員会等の折に病院のほうから聞き取りをいたしまして、それで評価をしていくというようなことになろうかと思います。以上です。

○的野信之議長 田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 医療事故等に繋がらないことを最大限の目標になると思うんですが、ちょっとねこの委員会で聞こうと思っていたんだけど、ちょっとあえて議案から離れるとは思わなかったけど聞きますが、新たに建て替えて病院が移築したこの最大の原因理由っていうのは、病院の建物自身が耐震化なされていないというのが最大の理由だというふうに受け止めています。それ

で今この目標これは病院の経営に関することがおもだと思うんだけど、旧のくからて病院の建物、この件についてはどこも触れられてないんですよ。これは当然、町の一般財源として返ってきて、それを町が解体するのか、病院が解体してその部分を土地を病院が処理して、その代金は病院に入るのかとかいろいろあると思うんだけど、独法なんで不動産の売買なんてできないと思うんですね。その辺をどのように今後考えていらっしゃるのか。お答えがあれば頂きたいと思います。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。施設所管課であります管財課のほうからお答えいたします。この件に関しましては他の議員からの一般質問等でも過去あった中でお答えをさせていただいている部分もあろうかと思えます。病院の旧病院跡との部分については、今後、不要財産といえますか、病院としては不要財産という形になってこようかと思えますので、当然町のほうに帰属していくことにもなろうかと思えますけども、解体等の手法については高額な費用がかかりますことから、まだ具体的なやり方も含め決まっております。今後、利活用を含めた中でその分についても早急に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 3ページの先ほども触れられましたけど、利用者満足度の向上のところで、利用しやすいっていう意味で言えばねこれ9月の委員会するときにもちょっと言いましたけれども、障害者用の車椅子用の駐車場は屋根つきのところありますけども、一般の福岡県が配っていますふくよかなんだっけ、もらえるようなあれを下げとめてあるところもあるんですけどね。それはそれでいいとして、特にやっぱ車椅子の人は屋根つきの所で乗降場をつくってほしいわけですよ。乗降すると、例えば簡易台のような、そうじゃないとあそこにポンと車とめられたら、もう雨が降っているときに停められないんですよ。特に1人で場合ももちろんですし、介助者がいたとしてもそこはなかなか難しい。そういう意味で利用者の満足度の向上のところに例えば施設改善だとかいう部分がないんですよ。できて、また確かに入り口も分かりにくい。もう分かった人はいんですよけど入り口も分かりにくいし、駐車場から入り口まで行く動線もなかなかね行きにくいっていいですか入りづらいような状況もありますけども、なかなかそこまでの改善するのは難しいかもしれませんけども、目標としてはねやっぱり掲げていただきたい。通院しやすい病院ということでの中期目標なりを掲げていただきたいというふうに思いますが、その辺はどうでしょう。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今、宇田川議員がおっしゃいました件につきましては、去る9月の定例会の委員会のご意見として承りまして、私のほうからもくからて病院のほうにそういう要望もありますという形ではお話をしております。今の身体障がい者の方が乗降される場所につきましては、現状もうあれ以上をちょっと拡張等とすることは難しいというようなことも事務局長はおっしゃっております。ただ、ほかの救急外来のほうとかも若干屋根があるところがございますので、その部分についてはまた後ほど個別にお話させていただければと思いますが、今回、中期目標の中にはそういった細かい項目はうたっておりませんが、今回この12月定例会におきましてこ

の中期目標を議決頂ければ、今度は法人のほうで次期3月定例会に第4期の中期計画をつくって、また議決を求めるといような流れになります。その中でまた1月以降、今度は第4期中期計画策定においてくられて病院と本庁と評価委員会の皆さんとの会議がまた予定されておりますので、その会議等の中でも私のほうからもそういうご意見もあるということで、できれば計画の中に盛り込めるのであればそういった部分も盛り込んで頂くようなお話をさせていただこうと思います。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第81号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15　議案第82号鞍手町葬斎場の指定管理者の指定を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長　星議員。

○3番(星正彦議員)　議案82号ですが、1つはどのような方法で選考されたのか、恐らくこれはプロポーザルでやられたというふうに思うんですけども、経過について説明を頂きたいというふうに思います。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。指定管理者の選定につきましては鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき行っております。指定管理者の公募を8月から10月にかけて行ったところ1事業者より応募がありました。10月に鞍手町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、選定を行った結果、有限会社富士サービスを同施設の指定管理者の候補として選定いたしました。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番(星正彦議員)　公募をかけて1社しか応募しなかったということで、この富士サービスに指定管理をお願いするという形になりましたということですけども、それはそれでいいと思いますが、本来、私ちょっと議案見たときに気になったのは、この中にそしたら指定管理委託料が示されていないんですよ。何で示されていないんだ。これ指定管理委託料というのは富士サービスとは話ができるんですか。その点をちょっとお聞きしたいと。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。選考の段階におきましては指定管理料というものは提示をしていただいております。指定管理者の選定の際に指定管理期間における収支予算書を提出していただいているところです。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星正彦議員) 具体的にこの指定管理委託料というのは提示されてないわけですね。ということですね。例えば心配するんですが12月議会で私ども議会でこの議案82号について承認・同意した。しかし、指定管理者と指定管理委託料についてはこれからの協議という形になっているわけですね。なりますよね。そのときに、12月議会で議会は承認・同意したけども、これから指定管理委託料についてこの富士サービスと協議していかなきゃいけないわけでしょ。そのときに富士サービスの会社のほうから、いやこれ指定管理辞退しますよということだっただけ考えられますよね。指定管理委託料の取扱いについて揉めた場合。その場合、議会はどう対応するんですか。12月議会でこれを承認・同意して、しかしこれから指定管理委託料についての協議を進めていくわけですから、この指定管理者が、いやこれこの委託料ではとてもやれませんよ。辞退します。いうことだっただけ考えられますよね。考えられませんか。私はそこを心配するわけですよ。なったときに、この議案の取扱いどうなるんだろう。議会としてどうするんだろうということが非常に心配なわけですよ。ましてや今回のこの提案ちょっと乱暴過ぎるというふうに思います。この指定管理している富士サービスについては、これまでも町営斎場について指定管理委託を受けてやっておられますので、十分その実績は分かります。理解します。その会社を否定しているわけでは全くないんですけども、少なくともこういう形で提案する場合に指定管理委託料もこうなっていますよ。こうしました。決めて提案すべきじゃないかというふうに思うんですよ。これから協議しますってことになったときに、先ほどのような状況が出てきたときにどうするか。それは余りにも無責任な提案じゃないかというふうに思うんですよね。非常にこれは無責任といった失礼かわかんないけど、ちょっと心配しますよ。富士サービスは納得した。納得すればいいですよ。しかし委託料の関係でいや納得できない。だから指定管理者辞退します。こういう事態だっただけ十分考えられるわけですからこの取扱いについては非常に心配しますし、十分配慮して対応していただかなければならないんじゃないかなっていうことを申し上げておきたいというふうに思います。答弁できるならどうぞ。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。まず今回の議案の中で金額等について触れてないところですが、総務省のほうで指定管理者の指定における議決につきまして指定管理者に管理を行わせる施設の名称を施設管理者に指定する団体の名称、それと指定の期間を議決事項として示して総務省が示しておりますので、今回、提出させていただいた議案の中にはその3項目を挙げさせてもらっております。先ほど収支予算額を上げさせてもらっている、提示してもらっているということで答弁をさせていただいたんですけども、収支予算額につきましては指定管理者の選定に当たってのあくまでも資料として扱っております。今後、この議会の議決を得て指定管理者が決定した場合には毎年度協議を行いまして、その年度の指定管理料を決定いたします。指定管理料が

決定した際には、3月の当初予算の中で計上させていただきたいと思っております。またその中で当然物価の高騰などの社会情勢により指定管理料が収支予算額よりも高くなることは想定されるかと思っております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） 4回目になるので言いませんけど。非常に問題があります。瑕疵がないっていうみたいな説明されましたけどね。しかし問題がある。これ委員会で議論させていただきたいと思っております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第82号は民生産業委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第83号鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を議題とします。質疑はありませんか。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） これも、議案82号と同じです。恐らく公募が1社しかなくて、この1社に指定管理だというふうに思うんですが、ただこれも指定管理費だけなんです。これから協議をしてということになると思っております。その点は、今日この本会議の議案質疑の中で指摘だけしておきたいというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。明日12日から16日までの5日間は、委員会審査の

ため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日から16日までの3日間は、委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 14時41分 ——

~~~~~○~~~~~